

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一四―二九―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市半田八百四十九外八十八筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万三千七百三十四立方メートル